

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり 広島市

◆令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の決定通知書について◆

「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」について、令和7年4月下旬以降に受け付けたものは、令和7年5月中旬頃にお送りする決定通知書に届出内容が反映されていません。そのため、通知書に氏名等が記載されていますが、後日、届出内容を反映した変更通知書を送付しますのでお待ちください。

お電話でのお問合せについて

特別徴収税額の決定通知書の一斉送付後、5月中旬から6月中旬にかけてお電話が大変混み合います。

- ◆ よくあるお問合せ（Q&A）を15~17ページに掲載しています。
- ◆ 広島市ホームページにも他のよくあるお問合せとともに掲載しています。

お電話の前にぜひご確認ください。

広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）

個人市民税（特別徴収）に関するよくあるお問合せ

■ ページ番号で探す

1025581

検索



- ◆ この冊子の各種届出様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

個人市民税（特別徴収分）関係届出書等様式

■ ページ番号で探す

1019093

検索



特別徴収義務者様

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年度の給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務をお願いすることになりましたので、このしおりをご活用の上、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

令和7年5月 広島市長
(財政局税務部市民税課特別徴収係)

目次

特別徴収に関する提出書類のご案内	1
特別徴収税額の通知書について	2
給与からの特別徴収を徹底しています！	3
給与からの特別徴収の手続	4
特別徴収税額の納入	6
退職手当等からの特別徴収の手続	8
e-L-TAXの利用について	11
異動に関する手続	12
よくあるお問合せ(Q&A)	15
■ 各種届出書、申請書様式	
各種届出書等の書き方・記入例	18
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	21
特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書	23
普通徴収から特別徴収への切替申請書	25
特別徴収税額通知受取方法変更申出書	27
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	29
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	31
個人番号及び法人番号について	33

■ 従業員（納税義務者）について

退職、休職、転勤、死亡等があった

21ページ

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

（説明 12 ページ、記入例 18・19 ページ）

給与天引きに変更したい

25ページ

「普通徴収から特別徴収への切替申請書」を提出してください。

（説明 14 ページ、記入例 20 ページ）

■ 給与支払者（特別徴収義務者）について

名称や所在地が変わった・送付先を変更したい

23ページ

「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を提出してください。

事業をやめることになった

21ページ

特別徴収の対象となっている従業員全員の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

（説明 13 ページ、記入例 18・19 ページ）

会社を合併した・事業主が変わった

21・23ページ

「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」及び特別徴収の対象となっている従業員全員の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

（説明 13 ページ、記入例 18・19 ページ）

特 別 徴 収 税 額 の 通 知 書 に つ い て

今回送付した通知書等は、次のとおりです。

特別徴収税額の決定（変更）通知書の再発行はできませんので、紛失・破損等しないようご注意ください。

① 令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者（給与支払者）が各納税義務者（給与受給者）の給与から徴収していくだけ各月ごとの納付額とその合計額を記載した通知書です。
大切に保管してください。

② 令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）

各納税義務者に市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。開封せず、速やかにご本人様にお渡しください。（非課税の方については発行しておりません。）課税内容に関する質問等がある場合には、ご本人様からお問い合わせいただくようご案内ください。

③ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書

毎月の特別徴収税額を納入する際にご使用ください。年の中途中で税額に変更が生じても、**新たに納入書は送付しておりません。金額欄を訂正してご使用ください。**
訂正方法は、特別徴収納入書裏面の「納入金額の変更方法について」をご覧ください。

※ ①、②については、**e L T A Xにて受取方法「電子データ」を選択された場合は、同封していません。**

e L T A Xにてデータをダウンロードしてください。詳細な方法は、e L T A Xホームページに掲載されている「P C d e s k マニュアルガイド編（D L 版）」をご参照ください。（次回以降、受取方法を変更したい場合は、「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」（27 ページ）をご提出ください。）

③の納入書は、給与支払報告書（総括表）を広島市へ提出された際に、納入書不要を選択された場合は、同封していません。

給与からの特別徴収を徹底しています！

① 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収（給与天引き）の徹底について

広島市では、広島県及び県内すべての市町とともに、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（会社・事業所等の勤務先）を対象に、給与からの特別徴収を徹底しています。

特別徴収は、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含むすべての給与受給者（従事者等、給与支払者から給与を受ける者）が対象となります。

② 普通徴収（本人納付）が認められる場合があります

上記①のとおり、原則、すべての給与受給者が特別徴収となります。例外として、以下のAからDの理由（普通徴収切替理由）に該当する場合は普通徴収が認められます。

普通徴収切替理由	記号	略号
退職者・5月末日までに退職予定の人（休職者を含む。）	A	退職等
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない人	B	少額
給与が毎月は支給されない人	C	不定期
他の事業所から特別徴収されている人（乙欄該当者）	D	乙欄

これらの理由により、特別徴収することができない給与受給者がいる場合は、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を添付するとともに、該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、上記の普通徴収切替理由の記号と略号（例：A退職等）をご記入いただくこととなっています。

③ 普通徴収が認められる人が特別徴収となっている場合は異動届出書の提出が必要です

今回送付した「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書」（以下「特別徴収税額の決定通知書」といいます。）の中に、上記②の「普通徴収が認められる場合」に該当する人が、特別徴収の対象として含まれている場合があります。

理由としては、令和7年度給与支払報告書を提出された際に、①「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」が添付されていなかった、②「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に普通徴収切替理由の記号・略号が記入されていなかったことが考えられます。

該当する人を普通徴収に切り替える場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（21ページ）を提出してください（記入例は19ページ）。

また、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出時期によっては、普通徴収の通知が遅くなる場合がありますので、該当する方にあらかじめお伝えください。

ただし、給与支払者の都合や給与受給者の希望により普通徴収に切り替えることは認められませんので、ご了承ください。

① 市民税・県民税（住民税）・森林環境税の給与からの特別徴収とは

市民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれており、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付することとなっています。令和6年度からは、国税である森林環境税も併せて納付することとなりました。

給与からの特別徴収とは、所得税における源泉徴収と同様に、給与支払者が、給与受給者に係る市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から徴収し、納税義務者である給与受給者に代わって、徴収した税額を市町村に納入する制度です。これに対して、本人が納付書又は口座振替等により納める制度を普通徴収といいます。

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、納税義務者の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが法令（地方税法第319条及び321条の4並びに広島市市税条例第45条）により義務付けられています。

② 特別徴収税額の徴収について

特別徴収税額の決定通知書に、各納税義務者に係る各月の納付額（月割額）が記載されていますので、各月の給与の支払の際に、当該月の納付額を徴収してください（[例] 6月の月割額は、6月に支払われる給与から徴収）。

各月の特別徴収税額は、年税額を6月から翌年5月までの各月で12分割※（6月以降に通知する場合は、当該通知に係る特別徴収の開始月から翌年5月までの月数で分割）して算出します。

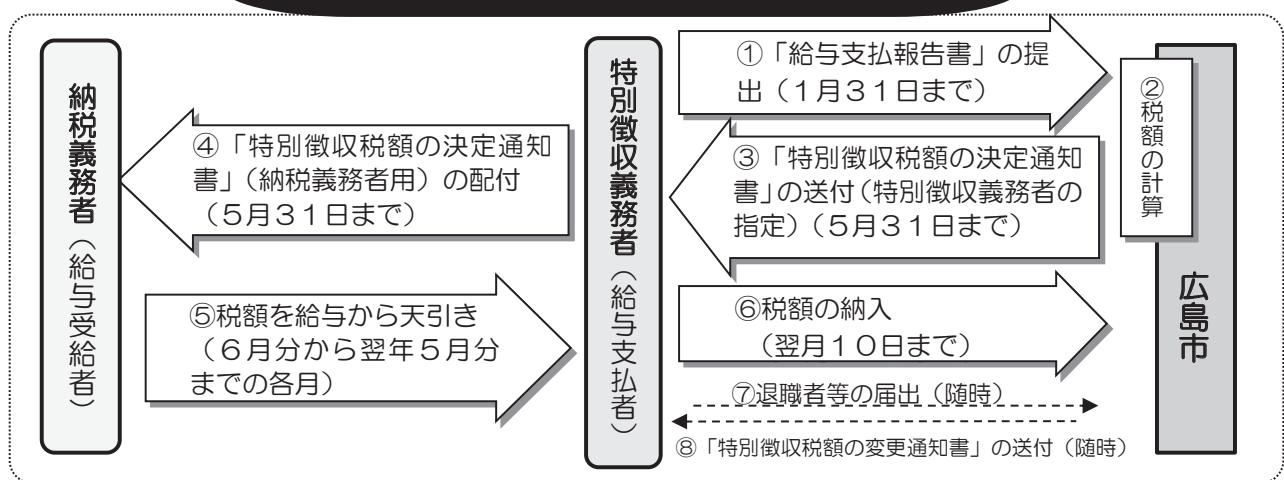
なお、月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は最初に徴収する月に加算します。また、特別徴収税額が5,500円以下の人については、最初に徴収する月にその全額を徴収することになります。

③ 特別徴収税額の変更があった場合は、変更通知書を送付します

「特別徴収税額の決定通知書」を送付した後に、特別徴収税額に変更が生じた場合※には、「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」（以下「特別徴収税額の変更通知書」といいます。）を送付します。変更月以降は、「特別徴収税額の変更通知書」に記載された変更後の納付額（月割額）を徴収してください。

- ※
- ・納税義務者が退職した場合
 - ・新たに入社した人を特別徴収へ切り替える手続をされた場合
 - ・申告等により納税義務者の税額に変更が生じた場合
- などです。

給与からの特別徴収のしくみ



事務の説明	
① 「給与支払報告書」の提出	所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、1月1日現在に広島市に居住する給与受給者の「給与支払報告書」を広島市に提出してください。
② 税額の計算	提出された給与支払報告書に基づいて、給与受給者の市民税・県民税・森林環境税の税額を計算します。
③ 「特別徴収税額の決定通知書」の送付 (特別徴収義務者の指定)	広島市から給与支払者(特別徴収義務者に指定)あてに「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」を送付し、年税額と月割額(毎月、給与から天引きする税額)をお知らせします。
④ 「特別徴収税額の決定通知書」(納税義務者用)の配付	上記③で送付した「特別徴収税額の決定通知書」(納税義務者用)は未開封のまま該当の納税義務者にお渡しください。
⑤ 税額を給与から天引き (6月分から翌年5月分までの各月)	お知らせした月割額(6月分から翌年5月分まで)を、各納税義務者の当該月割月に支払われる給与から天引きしてください。なお、特別徴収税額が5,500円以下の場合は、開始月1回のみの徴収となります。
⑥ 税額の納入 (翌月10日まで)	各納税義務者の月割額をまとめて、金融機関等で納入してください。納期限は、徴収した月の翌月10日(土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日)です。
⑦ 退職者・休職者等の届出 (隨時)	退職・転勤等により給与の支払を受けなくなり特別徴収できなくなったり納税義務者がいる場合には、特別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を広島市へ提出してください。
⑧ 「特別徴収税額の変更通知書」の送付(隨時)	「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出などにより特別徴収する税額に変更が生じた場合は、月末に「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、特別徴収する税額を変更してください。

特 別 徴 収 税 額 の 納 入

① 納入には同封の納入書を使用してください

徴収した納付額については、同封の「納入書」を使用し、以下の金融機関等の窓口で納入してください。

e L T A X の地方税共通納税システムを利用して、全国の市町村に対し、一括して特別徴収税額を電子納税することも可能です（11 ページ参照）。

納入場所

(1) 全店舗

（銀 行）広島、伊予、愛媛、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、
百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口

（信用金庫）吳、広島

（信用組合）広島県、広島市、広島商銀

（農業協同組合）ひろしま、広島市

（その他）中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

(2) 広島県内の店舗

（銀 行）福岡

（信用組合）朝銀西

(3) 山口県内の店舗

（銀 行）西京

(4) 中国5県内のゆうちょ銀行（郵便局含む。）

(5) 中国5県外の指定されたゆうちょ銀行（郵便局含む。）

※31 ページの「指定通知書」に納入先の店舗名を記入のうえ、最初に納入される際、当該店舗に提出してください。

(6) 広島市役所

市民税課、市税事務所・税務室、出張所、収納対策部

※ 納入場所の名称は、令和7年4月1日現在のものです。その後、名称等の変更がある場合は読み替えてください。

② 納期限までに納入をお忘れなく！

徴収した月の翌月 10 日（その日が土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は次ページ【③ 納期の特例について】のとおりです。

納期限後に納入された場合は延滞金が加算されることがありますので、納期限までに必ず納入してください。

③ 納期の特例について

納期の特例とは、特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、毎月徴収した月割額を、次のとおり年2回にまとめて納入できる制度です。

徴収月	納期限
令和7年6月分から	令和7年12月10日
令和7年11月分まで	(11月分の納入書を使用してください。)
令和7年12月分から	令和8年6月10日
令和8年5月分まで	(5月分の納入書を使用してください。)

納期の特例の適用を受けるには、給与の支払を受ける人が常時10人未満[※]であること、市税の滞納がないこと等が要件となり、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(29ページ)を提出し、承認を得る必要があります。

納期の特例の承認を得た特別徴収義務者については、取消の通知がない限り、その後も毎年引き続いて納期の特例の適用を受けることができます。

※ 「常時10人未満」とは、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、それらの人を除いた人数が10人に満たないことをいいます。

④ 延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、一の月の未納税額(全額が2,000円未満の場合にはその全額を、全額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額を切り捨てます。)に年「14.6%」と「延滞金特例基準割合^{※1}+7.3%」のいずれか低い割合(令和7年中は8.7%^{※2})を乗じて算出します。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、一の月の未納税額に、年「7.3%」と「延滞金特例基準割合^{※1}+1%」のいずれか低い割合(令和7年中は2.4%)を乗じて算出します。

算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、延滞金が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。

※1 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

※2 令和8年以降の割合については、広島市ホームページをご確認ください。
(毎年12月下旬頃に翌年の割合を掲載予定)

退職手当等からの特別徴収の手続

① 退職手当等に係る市民税・県民税

退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分し、退職手当等が支払われる際にその支払者が税額を計算し、支払金額から計算した税額を差し引いて支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職手当等の支払を受ける者の住所地の市町村へ納入することとされています。

② 納入方法

退職手当等に係る市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。

納入の際は、「納入書」と同一用紙になっている「市民税・県民税納入申告書」（納入済通知書の裏面）に必要事項を忘れずに記入してください（10ページ参照）。

③ 退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人、徴収する必要のない人

退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人	① 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法による生活扶助を受けている人 ② 退職手当等の収入金額が、退職所得控除額（9ページ参照）より少ない人
退職手当等に係る市民税・県民税を徴収する必要のない人	① 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人 ② 受給者本人の死亡により支払われる退職手当等で、相続税の課税対象となる場合

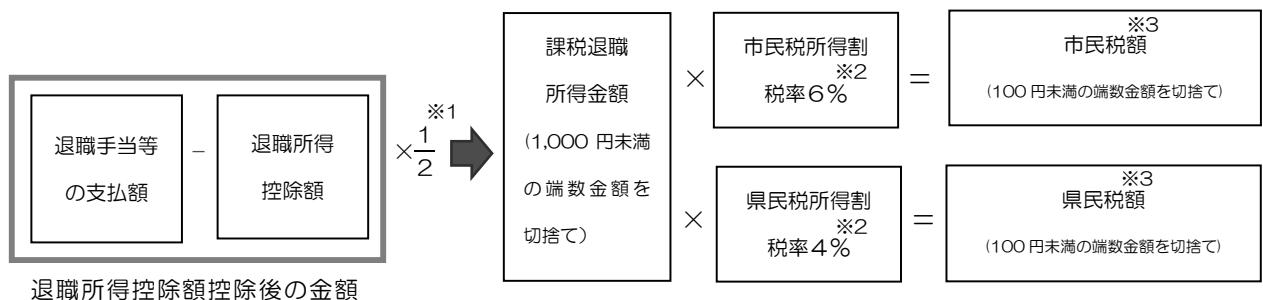
④ 提出書類

区分	退職手当等の受給者が法人の役員である場合※	退職手当等の受給者が法人の役員以外である場合
特別徴収票 所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。	要提出 課税の有無にかかわらず、退職後1か月以内に広島市へ1部提出してください。	提出不要
納入申告書	退職手当等に係る市民税・県民税が課税される場合は、納入時に記載してください（10ページ参照）。 退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない場合は提出不要です。	

※ 法人の役員とは、取締役、監査役、理事、監事、清算人、その他の役員（相談役又は顧問等も含みます。）のことといいます。

⑤ 税額の計算方法

退職手当等に係る市民税・県民税の計算方法は、次のとおりです。



※1 役員等（①法人税法第2条第15号に規定する役員、②国会議員及び地方議会議員、③国家公務員及び地方公務員をいいます。）としての勤続年数が5年以下の人に對して、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の×1／2の措置はありません。

勤続年数5年以下の役員等以外の人に退職手当等を支払う場合、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については上記計算式の×1／2の措置はありません。

※2 指定都市の区域内に住所を有する納税義務者に係る総合課税分の所得割の税率は、市民税8%、県民税2%ですが、退職所得の分離課税に係る所得割の税率は、特別徵収義務者の事務負担を踏まえ、市民税6%、県民税4%としています。

※3 端数処理をするため、市民税・県民税は必ず分けて計算してください。

«退職所得控除額の計算方法»

勤続年数 ^{※1}	退職所得控除額 ^{※2}
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は、80万円）
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※1 1年未満の端数は1年に切り上げます。

※2 受給者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、表の金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

⑥ 「納入書」、「市民税・県民税納入申告書」の書き方

広島市からお送りしている「納入書」右端の「納入済通知書」裏面は「市民税・県民税納入申告書」になっています。

退職手当等に係る市民税・県民税を納入する際は、表面の「納入書」の「退職所得分」の欄に徴収した金額を記入（領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。）したうえで、裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。

「市民税・県民税納入申告書」が別途必要な場合は、広島市役所税務部市民税課特別徴収係までご連絡ください。

«「納入書」の記入例»

		納入金額(1) 152000円									
納 入 金 額 (2)	給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職 所得分	1	5	2	0	0	0	0	0	0	
	延滞金	1	3	6	0	0	0	0	0	0	
	合計額	2	8	8	0	0	0	0	0	0	

印字済の税額を2本線で抹消（訂正印不要）し、「給与分」の欄に記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税の合計金額を記入してください。

給与分に退職所得分を加えて「合計額」の欄に記入してください。

«「市民税・県民税納入申告書」の記入例»

市民税 県民税		納入申告書										
広島市長 令和7年9月10日 提出												
		令和7年8月分					人員	1				
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特 別 徴 收 税 額		市 民 税	1	4	2	2	3	6	3	2	0	
		県 民 税										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名稱 〒 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号										(受付印)		
株式会社 ○ ○												
法人番号		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した人員を記入してください。

人員欄に記入した人に対して支払った退職手当等の合計金額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税のそれぞれの金額を記入してください。

- ①法人の場合は、番号法に基づく法人番号（13ヶタ）を記入してください。
- ②個人事業者の場合は空欄としてください。

e L T A X の 利 用 に つ い て

e L T A X(地方税ポータルシステム)とは「給与支払報告書」・「給与所得者異動届出書」などの地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

事務所や自宅のパソコンなどから申告や納税することができ、とても便利です。

詳しくは、e L T A Xホームページをご覧ください。



① e L T A Xで提出できる特別徴収の届出書等

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・普通徴収から特別徴収への切替申請書
- ・特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書
- ・退職所得分の市民税・県民税納入申告書

② e L T A Xによる給与支払報告書の提出基準

提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、e L T A X(又は光ディスク等)による提出が義務付けられています。例えば、令和6年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和8年1月の給与支払報告書は、e L T A X(又は光ディスク等)により提出する必要があります。

③ 特別徴収税額の通知の受取方法

e L T A Xを利用して給与支払報告書を提出した際、「特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」の受取方法について、電子データを選択された場合は、e L T A Xに通知データをお送りしています。

「特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）」も同様です。ただし、納税義務者用通知のデータ送信にあたっては、受給者番号が必須です。給与支払報告書や異動届出書等のご提出の際には必ずご記載ください。受給者番号が未記載など確認できない場合は、書面でお送りします。

④ 電子納税

事前にe L T A Xで電子納税の利用届出が必要となります。

利用届出の手続終了後、納付情報の発行依頼を行っていただき、発行された納付情報を用いてインターネットバンキング、ダイレクト納付（※）、ATM、クレジットカードで納入してください。

電子納税では、1回の操作で複数の地方公共団体へ納付ができます。

※ ダイレクト納付とは、事前に登録した口座より直接引き落とすことによって納付する方法です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人が納付することもできます。

① 特別徴収の対象となっている従業員が退職、転勤等で異動した場合

特別徴収の対象となっている従業員（非課税の方を含みます。）が退職、休職、転勤、死亡等により、給与の支払を受けなくなった場合は、事由が発生した日の属する月の翌月

10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）を提出してください。

「異動届出書」の提出が遅れると、当該従業員に係る特別徴収義務が継続したままとなり、滞納として取り扱われ、督促状等が送付されることがあります。

異動が発生した場合は速やかにご提出ください。

«異動後の未徴収税額の徴収方法について»

	退職・休職など		転勤・転職など
	令和7年6月1日～ 12月31日まで	令和8年1月1日～ 4月30日まで	
未徴収税額の 徴収方法	普通徴収（本人納付） → (1) へ	必ず一括徴収 ※ → (2) へ	特別徴収継続 → (3) へ
	一括徴収 → (2) へ		

※ 退職後、5月 31 日までに支払予定の給与および退職手当等の合計額が未徴収税額以下である場合に限り、普通徴収への切替えができます。

(1) 普通徴収（本人納付）の場合

給与の支払を受けなくなった後の月割額の合計金額（未徴収税額）は、普通徴収（本人納付）になります。普通徴収の納期は年4回（6月・8月・10月・12月）のため、納付回数は退職・休職等の異動届出書の提出時期により、4回、3回、2回又は1回のいずれかになります。

令和7年9月11日以降に「異動届出書」を受け付けた場合、普通徴収の10月の納期に間に合わず、納税義務者へ送付される納税通知書（普通徴収分）の納期が原則1回のみになります。この旨を必ず納税義務者に説明してください。

⇒「異動届出書」の記入例…18 ページ上段

【(ア) 未徴収税額を普通徴収(本人納付)に切り替える場合】参照

(2) 一括徴収の場合

給与の支払を受けなくなった後の月割額の全額をその給与・退職手当等から一括徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入してください。死亡退職等の場合は、一括徴収できません。

⇒「異動届出書」の記入例…18 ページ下段

【(イ) 未徴収税額を一括で徴収する場合】参照

(3) 異動後の勤務先で特別徴収を継続する場合

異動前の勤務先（旧勤務先）で徴収することができなくなった月割額を、引き続き異動後の勤務先（新勤務先）で特別徴収することができます。※

⇒「異動届出書」の記入例…19 ページ上段

【(ウ) 転勤、転職等により特別徴収義務者が変更となる場合】参照

※ 異動前の勤務先（旧勤務先）の担当者は、異動後の勤務先（新勤務先）の担当者に月割額等を連絡したうえで、「異動届出書」の「新しい勤務先」欄の名称、所在地、特別徴収義務者指定番号、受給者番号、法人番号、電話番号、担当者名、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

② 令和8年度の給与支払報告書提出後、「特別徴収税額の決定通知書」の送達前に退職、転勤等の異動が生じた場合

給与支払報告書（令和7年中の支払分）を該当市町村に提出した後、従業員に退職、転職等の異動が生じ、令和8年度分について特別徴収ができなくなる場合は、**令和8年4月15日までに、「給与支払報告に係る異動届出書」を提出**してください。

※ 転居などにより**従業員の令和7年1月1日現在の住所地の市町村と令和8年1月1日現在の住所地の市町村が異なる**場合には、両方の市町村への「異動届出書」の提出が**必要**となる場合があります。

（例）令和7年10月に〇〇市から広島市へ転入し、令和8年3月31日に退職

令和7年度の特別徴収	令和8年度の給与支払報告書	「異動届出書」の提出方法		
		提出先	提出書類	提出期限
〇〇市で特別徴収	広島市へ提出済	〇〇市 広島市	特別徴収に係る異動届出書 給与支払報告に係る異動届出書	令和8年4月10日 令和8年4月15日

③ 休業や解散等により特別徴収できなくなる場合や、所在地・送付先が変わった場合

休業・解散・合併等により、特別徴収できなくなる場合や特別徴収義務者を変更される場合は、**特別徴収の対象となっている従業員全員（非課税の方も含みます。）について「異動届出書」を提出**してください。

事業所の所在地や特別徴収税額の決定・変更通知書の送付先等が変わった場合は、速やかに「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」（23ページ）を提出してください。

④ 提出した「異動届出書」の内容が誤っていた場合

正しい内容の「異動届出書」を作成し、届出書の右上の欄外に「訂正分」と朱書きのうえ、速やかに提出してください。

⑤ 就職等に伴い普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

市民税・県民税・森林環境税の納税方法が普通徴収になっている従業員を特別徴収へ切り替える場合は、「普通徴収から特別徴収への切替申請書」(25ページ)を提出してください(記入例は20ページ)。

※ 提出時の注意点

- ・普通徴収の納期限が過ぎた税額については、特別徴収への切替えができません。
- ・随時分については、2月随時分まで切替えが可能です。3月随時以降分は、納期限にかかわらず切替えできません。
- ・普通徴収の納付方法が口座振替になっている方は、納期限の直前に提出されると切替えができません。
- ・65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に係る税額は切替えができません。
- ・月割額は、特別徴収税額の決定・変更通知書にてご確認ください。事前に電話連絡等でのお知らせはできかねます。
- ・切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。

外国人を雇用する特別徴収義務者の方へ（お願い）

外国人の従業員が退職後に出国（帰国等）する場合には、「日本国内に住んでいる人を納税管理人※として定めてから出国（帰国等）すること」、「年の中途で出国（帰国等）する場合でも、市民税・県民税・森林環境税の納税義務がなくなるないこと」をご説明いただきますよう、お願いします。

また、従業員が6月1日から12月31日までの間に退職等をした場合、通常は従業員から申出がある場合に一括徴収により納入していただいているところですが、外国人の従業員が退職後に出国（帰国等）する場合には、一括徴収による納入方法をご説明していただき、納税しないまま出国（帰国等）することのないよう、ご協力をお願いします。

※ 納税管理人とは、海外への出国等の理由により、納税義務者に代わり納税通知書等の受領や税額の納付等、納税に係る事務を管理する人のことです。

納税管理人の届出等は、お住まいの区を担当する市税事務所・税務室で行ってください。

よくあるお問合せ（Q&A）

① 税額通知書に関すること……………

Q1 すでに退職している従業員が税額通知書に載っています。

- A1 退職された方について「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」といいます。）を広島市へ提出してください。
後日、異動届出書の内容を反映した税額通知書をお送りいたします。
なお、税額通知書は毎月下旬に発送しています。
→記入例 18 ページ、様式 21 ページ

Q2 退職した従業員の異動届出書を提出したが、税額通知書に載っています。

- A2 異動届出書を広島市に提出されている場合、受け付けた時期により税額通知書に反映されないことがあります。
令和7年4月下旬以降に受け付けた異動届出書については当初（令和7年5月中旬頃）にお送りした税額通知書には届出の内容が反映されていません。
後日、異動届出書の内容を反映した税額通知書をお送りいたしますのでお待ちください。

Q3 税額通知書が事業所に届きません。

- A3 給与支払報告書の提出期限（1月31日）を過ぎて提出された場合は、当初の税額通知書の送付（5月中旬頃）に間に合わない場合があります。
なお、広島市に給与支払報告書を提出されていない場合は、速やかに提出してください。

Q4 給与支払報告書を提出したが、税額通知書に載っていない従業員がいます。

- A4 市民税・県民税・森林環境税は1月1日にお住まいの市町村で課税することされています。従業員の方が1月1日時点で広島市以外の市町村にお住まいであることが判明した場合は、広島市に提出された給与支払報告書を、該当の市町村へ回送しています。従業員の方の1月1日時点でのお住まいをご確認ください。

Q5 特別徴収が行えない従業員が、特別徴収の対象として通知されました。

- A5 3ページの「普通徴収（本人納付）が認められる場合があります」の普通徴収切替理由に該当する従業員については普通徴収に切り替えることができます。該当の方について、「異動届出書」を広島市に提出してください。
→記入例 19 ページ下段、様式 21 ページ

Q6 税額通知書の送付先を変更してほしい。

A6 「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を広島市に提出してください。

→様式23ページ

② 特別徴収義務に關すること

Q7 なぜ特別徴収を行わなければいけないのですか。従業員が普通徴収を希望しているので、普通徴収に切り替えてもいいですか。

A7 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は従業員（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収することが法令（地方税法第319条及び第321条の4並びに広島市市税条例第45条）により義務付けられています。

前年中に給与の支払いを受けていた従業員で、4月1日現在、給与の支払を受けている従業員の市民税・県民税・森林環境税は、原則、特別徴収していただくことになります。

事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

③ 特別徴収税額の納入に關すること

Q8 税額通知書が届いたが、納入書が同封されていません。

A8 給与支払報告書（総括表）を広島市へ提出された際に、納入書不要を選択されている場合は納入書を同封しておりません。

必要な場合は納入書を発行いたしますので、広島市までご連絡ください。

また、年の途中で税額が変更となつても、変更後の納入書は送付しておりません。納入書の金額を訂正してご使用ください。

訂正方法は、納入書裏面に記載していますので、ご確認ください。

Q9 特別徴収税額は、口座振替やスマホアプリで納入できますか。

A9 特別徴収税額は、従業員の異動等により毎月の納入額に変動があるため、口座振替やクレジットカード、スマホアプリでの納入は実施しておりません。

お手数ですが、金融機関等での納入をお願いします。

なお、各金融機関でインターネットバンキング等を利用した納入サービスを提供している場合があります。各金融機関にお問い合わせください。

また、e-L-TAXを利用した電子納税を利用すれば、ダイレクト納付やクレジットカードでの納付が可能となり、1回の操作で複数の地方公共団体へ納付することができます。是非ご検討ください（11ページ参照）。

Q10 税額を誤って納入してしまった。どうすればいいですか。

A10 (1) 多く納入してしまった場合

還付又は納期が未到来の月割額に充当することができます。

ご希望の場合は、その旨ご連絡ください。

(2) 少なく納入してしまった場合

当初に送付した納入書の後ろに納入金額欄が空白のものがありますので、差額分の金額を記載して納入してください。

翌月以降の納入額に上乗せして納入し、少なく納入した月割額への充当を希望される場合には、その旨ご連絡ください。

納入時期によっては督促状が届いたり、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

Q11 督促状が届いた。どうすればいいですか。

A11 納期限までに特別徴収税額を納入していなかったり、納入額に不足がある場合は、督促状を送付しています。

なお、納入の確認ができるまでに 10 日程度かかる場合があります。

そのため、納期限以降に納入されると、納入が確認できず行き違いで督促状が届いてしまうことがあります。

行き違いを避けるためにも、納期限内の納入にご協力をお願いします。

納期限までに納入したにも関わらず、督促状が届いた場合は、以下の点についてご確認をお願いします。

(1) 納入金額の誤りである場合

→ 最新の税額通知書の月割額で納入していないことが考えられます。

特別徴収税額の変更通知書が届いていないかご確認ください。

(2) 「異動届出書」を提出していなかった退職者等がいた場合

→ 早急に「異動届出書」の提出をお願いします。

記入例 18~20 ページ、様式 21 ページ

不足税額用の納入書は送付しておりません。当初に送付した納入書の後ろに納入金額欄が空白のものがありますので、差額分の金額を記載して納入してください。

翌月以降の納入額に上乗せして納入し、少なく納入した月割額への充当を希望される場合には、その旨ご連絡ください。なお、納入時期によって延滞金が発生することがありますのでご注意ください。

④ その他.....

Q12 従業員が年の中途で引越しをした場合、納税はどうなるのですか。

A12 年の中途で他市町村に引越しをされても、令和7年度分の納税は、従業員の令和7年1月1日時点でお住いの市町村に納めていただきます。

各種届出書等の書き方・記入例

① 「異動届出書」について

(ア) 未徴収税額を普通徴収(個人払い)に切り替える場合

【例】6月分から9月分まで特別徴収（給与天引き）し、10月分から普通徴収（個人払い）に切り替える場合

受付印		給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書										
		特別徴収										
		所在地 (住所)	〒○○○-○○○○ 広島市中区○○町○丁目○番○号					特別徴収義務者登録番号	123456789			
		給与支払義務者 (宛先)	フリガナ 名称(氏名)					宛名番号	1			
		○○株式会社					扣連番号	会員登録				
		個人番号 又は法人番号					氏名	0000				
		1234567890123					当絡先	082-000-0000				
							電話	内線()				
退職手続書の日 月日 が、四月三十日までの間の力 はいては、 死に退職等の 場合は、 申出書 がない 場合であ っても		個人番号の記載に当たっては 記入を差し控えに記入の記載										
給 与 と 得 者 者	フリガナ 氏名	国泰寺 花子		(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収額	(ウ)未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由			異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	生年月日	平成2年11月3日		33,000円	11,400円	21,600円	7年9月30日	1月から 9月まで	6月から 5月まで	10月から 5月まで	1. 退職 2. 引転 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 会社手帳・定期 6. 会員登録 7. 会員解約 8. 住所変更	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 本人納付
受給者番号	123456789012		1月1日現在の住所									
異動後の住所	○○中町○○丁目○番○号											
1. 特別徴収継続の場合 (新規) 法人番号												
2. 一括徴収												
3. 普通徴収												
(受給者番号について)新しい勤務先が納税義務者用の特別徴収税額通知の受取方法について電子データを選択している場合、記入必須です。												
理由		申出があった		徴収予定期	★左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。							
2. 一括徴収		の申出があった		徴収予定期 (上記(ウ)と同額)								
理由		年1月1日以降、特別徴収の継続の申出が		月	日	円						
3. 普通徴収		の申出		※市 町 村 記入欄								
理由		1. 异動が令和7年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため										

(イ) 未徴収税額を一括で徴収する場合

【例】6月分から8月分まで各月で徴収し、9月分以降を一括で徴収し、納入する場合

※1月以降に退職等した場合は、必ず一括徴収してください。(死亡退職を除く)

(ウ) 転勤、転職等により特別徴収義務者が変更となる場合

【例】9月分まで特別徴収し、退職後、10月分から新しい勤務先で特別徴収する場合

受付印		給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書											
		特別徴収											
退職等の日が月 日から四月 三十日まで 所持する 得者	給付年月日 受給者番号 現在の住所 異動後の 住所	所 在 地 (住所)		〒○○○○○○○○ 広島市中区○○町○丁目○番○号						特別徴収義務者 指定期間 宛名番号		123456789 1	
		フリガナ 氏名 生年月日 個人番号		○○ニクサンガイシャ ○○株式会社						所 属 氏名 担当者連絡先 電話		給与係 ○○ 082-000-0000 内線()	
フリガナ 氏名 生年月日 個人番号		特 別 徴 収 税 率 (年税率)		(イ) 徴収額 (年税額)		「1」を記入してください。						由 異動後の未徴収 税額の徴収方法	
国泰寺 花子 平成2年 11月 3日 123456789012		55,000 円		6 月分から 9 月分まで		10 月分から 5 月分まで		7 年 9 月 30 日		2 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. その他を記入 5. 当社支払額・不定期 6. 乙欄該当 7. 併合・解散 8. 住所記録		1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合													
新規 特別徴収義務者 指定期間 所 在 地 (住所)		999999999 〒○○○○○○○○ 広島市中区○○町○丁目○番○号		法 人 番 号 ○○ニクサンガイシャ		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		給与係 ○○ 082		新しい勤務先へは、月割額 4,500 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
勤務先 新規 特別徴収義務者 指定期間 所 在 地 (住所)		新規 特別徴収義務者 指定期間 所 在 地 (住所)		新規 特別徴収義務者 指定期間 所 在 地 (住所)		新規 特別徴収義務者 指定期間 所 在 地 (住所)		新規 特別徴収義務者 指定期間 所 在 地 (住所)		新しい勤務先が納税義務者用の特別徴収税額通知の 場合、記入必須です。			
2 理由 記入欄		必ず特別徴収継続先の事業所(新しい勤務先)に月割額及び特別徴収の開始月 を連絡してください。											
3 理由 記入欄		また、新しい勤務先が納税義務者用の特別徴収税額通知の受取方法について 電子データを選択している場合は、受給者番号を確認して記入してください。											

(工) 普通徴収切替理由に該当するため、普通徴収に切り替える場合

【例】給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない場合

(才) 給与支払報告書提出後に、1月1日現在の住所が広島市以外であったことが判明した場合

【例】令和7年度の給与支払報告書を広島市へ提出したが、その後令和7年1月1日の住所が

〇〇市であったことが判明した場合

受付印		給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書													
特別徴収															
(宛先) 広島市長 令和7年10月2日提出		給与支払報告書 特別徴収		所在 地 (住所)		〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号 フリガナ ○○カブシキガイシャ ○○株式会社						特別徴収義務者 指定期間		123456789 1	
				名称 (氏名)		○○株式会社						所属		給与係	
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						当絡者先		氏名 電話		082-000-0000 内線 ()			
フリガナ 氏名 国春寺 花子		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法			
生年月日 平成2年11月3日								年 月 日							
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2															
受給者番号 1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号															
異動後の住所 〇〇町〇丁目〇番〇号															
1. 特別徴収税額 特別徴収税額															
1月1日現在の正しい住所を記入してください。 また、正しい住所地の市町村に給与支払報告書を提出してください。															
2. 一括徴収の場合															
1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため おから 留めを 記入		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定期間 (上記(ウ)と同額)		徴収予定期額 (上記(ウ)と同額)		内線 ()		受取有無 (届入確認の番号あり)		円を (限分)から です。			
★左記の一括徴収した税額は、 月 分 (翌月10日納入期限分)で 納入します。															
3. 普通徴収の場合															
1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出がないため おから 留めを 記入		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) おから 留めを 記入		3. 異動による退職のときを含め		未徴収税額 未徴収税額		未徴収税額 未徴収税額		未徴収税額 未徴収税額		未徴収税額 未徴収税額			

② 「普通徴収から特別徴収への切替申請書」について

受付印		普通徴収から特別徴収への切替申請書																					
(宛先) 広島市長	(特別徴収義務者)	所在地(住所)	広島市中区○○町○丁目○番○号			担当者	給与係			特別徴収義務者指定番号													
		フリガナ 名称 (氏名)	カブシキガイシャ○○ 株式会社○○				氏名	○○○○			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
令和7年8月11日提出		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	082-000-0000			新規			
給与所得者納税義務者	フリガナ	ヨクタクジ ハナコ			左の者について、 第1・2・3・4期・随時 1・2月以降分を																		
	氏名	国泰寺 花子			※普通徴収の納期限が過ぎていない該当期に○をつけてください(該当がなければ必要なし)。																		
	生年月日	平成2年11月3日			10 月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。																		
	住所	広島市中区○○町○丁目○番○号			定月は、以下の通り記載してください。																		
	受給者番号 ※注意事項6を参照	12345			初回申請書提出日 毎月10日まで 毎月11日以降 1日~8月10日に提出 1日~9月10日に提出																		
	届出理由	<input checked="" type="checkbox"/> 本人希望 <input type="checkbox"/> 口入社 <input type="checkbox"/> その他()			開始予定期月 翌月以降 翌々月以降 開始月→「9月」を記載 開始月→「10月(本記載)																		
給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」にある通知書番号をご記入ください 通知書番号																							
9 9 9 9 9 9 9 9																							
申請に当たっての事項																							
1 普通徴収 2 特別徴収 3 65歳以上																							
が過ぎていないものは、特別徴収への切替が可能です。普通徴収と口座振替となっている方は、納期限の直前に提出されるなど年金等の雑所得に係る税額は切り替えることができます。																							
お手数ですが、提出用紙の「(期)」欄に「無」と記入して下さい。 ~月末 義務者() 徴収額()																							
(期)・無 ・無																							
提出先 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市財政局税務部市民税課特別徴収課(本庁舎8階)																							
通知書がまだ送付されていない場合 は、空白のままで提出してください。																							
の旨入力欄																							
月以降																							
円																							
宛名欄																							
他社 T 賦課無																							
他市 新年度のみ																							

收報私支與別特

に係る給与所得者異動届出書

退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申
必ず未収取税額を一括収取してください(死亡退職等の場合を除きます)。

		所 在 地 (住所)		フリガナ		特別徴収義務者 指定期番号		特別徴収義務者 指定番号	
宛先) 広島市長 合和年月日提出		名称(氏名) 個人番号 又は法人番号		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (未徴収税額) (ア) - (イ)		異動の事由 異動年月日	
受給者番号 得者 現住所		年月日 個人番号		月分から 月分まで		月分から 月分まで		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 記入 6. 乙欄該当 7. 合併・解散 8. 住所変更	
異動後の 住所									

2. 一括徴収の場合		受給者番号について)新しい勤務先が納税義務者用の特別徴収税額通知の受取方法について電子データを選択している場合、記入必須です。		
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があった <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	右から 番号を 記入	徴収予定額 (上記(ワ)と同額)	徴収予定月日 月 日

3. 普通徴収の場合	
理由	<p><input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため</p>

記入要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、広島市に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなった者がある場合に**4月15日**までに提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなった場合に**その受けなくなつた月の翌月の10日まで**に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなった者の市民税・県民税・森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。なお、新しい勤務先へ特別徴収の月別額と開始月を連絡してください。

(注) **新しい勤務先が納稅義務者用の特別徴収税額通知の受取方法について電子データを選択している場合、新しい勤務先の「受給者番号」の欄は記入必須です。**

(2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに広島市から指定されたことがない場合には、「新規」を○で囲んでください。

11 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(注) **★印の一括徴収した税額の納入月は必ず記入してください。**

12 ※印の欄は、記載しないでください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課（本庁舎8階）

電話 特別徴収係 (082) 504-2089 (直通)

受付印

特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

(宛先)広島市長 令和年月日提出	特別徴収義務者		名称 (氏名) 所在地 (住所)		所属 担当者 氏名 電話		特別徴収義務者指定番号	
	法人番号	法	年	月	日	年	月	日
1 変更理由等								
<p>(1) 名称変更</p> <p><input type="checkbox"/> ① 社名変更 <input type="checkbox"/> ② 法人成りまたは個人事業化 <input type="checkbox"/> ③ 合併 <input type="checkbox"/> ④ 旧社名の法人は登記上存続し、 社名変更 <input type="checkbox"/> ⑤ 旧社名の法人は登記上解散、 合併された <input type="checkbox"/> ⑥ 分割</p> <p>(2) 所在地変更</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 事務所等の移転(本店登記変更あり) <input type="checkbox"/> ⑧ 事務所等の移転(本店登記変更なし) <input type="checkbox"/> ⑨ 送付先変更</p> <p>(3) その他</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩ 特別徴収事務の一一本化 <input type="checkbox"/> ⑪ 個人事業主の変更 <input type="checkbox"/> ⑫ その他</p>								
<p>該当する項目に☑してください。</p> <p>※ ②、⑤、⑥、⑩、⑪に該当する場合、特別徴収として通知している従業員の方について、 原則として「給与所得者異動届出書」(転勤・退職等)の提出が必要です。</p>								
2 変更事項(変更された事項のみ記入してください。誤読を避けるため、フリガナを必ず記入してください。)								
事項	変更前	変更後						
フリガナ								
氏名								
所在地								
法人番号	()	—						
電話番号	()	—						

記入に当たっては、裏面の記入要領を御覧ください。

記 入 要 領

- 1 この届出書は、特別徴収義務者の名称・所在地等に変更があった場合、速やかに提出してください。
(ただし、代表者のみの変更の場合は、届出の必要はありません（個人事業主を除きます。）。)
- 2 「特別徴収義務者」欄には、変更前の名称・所在地を記入してください。
- 3 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記入してください。**なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。**
- 4 「担当者」欄には、この届出書について応答される方の連絡先等を記入してください。
- 5 「特別徴収義務者指定番号」欄には、この届出書を提出される時点で使用していただいている特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- 6 「変更理由等」欄には、該当する変更理由の□にチェックをしてください。「□その他」は（ ）内にその理由も記入してください。
- 7 「変更年月日」欄には、名称・所在地等の変更があった年月日を記入してください。

納 入 書 に つ い て

納入書については、指定番号に変更のない場合は、変更前の住所（所在地）及び氏名（名称）の納入書をそのまま使用してください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局税務部市民税課（本庁舎8階）
電話 特別徴収係 (082) 504-2089 (直通)

普通徴収から特別徴収への切替申請書

(宛先) 広島市長		給与所得者(納稅義務者)	所在地(住所) フリガナ 名(氏名)	特別徴収義務者 給与支払者	特 別 徴 収 義 務 者 給 与 支 払 者	特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号
令和 年	月 日	提出 年 月 日	法 人 番 号	当 氏 名	担 所 属	

第 1・2・3・4 期、随時 1・2 月以降分を		左の者について、								
※普通徴収の納期限が過ぎていない該当期に○をつけください(該当がなければ必要なし)。		※普通徴収の納期限が過ぎたものは、本人が納めるようには、必ずお伝えください。								
月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。		※開始予定月は、以下の通り記載してください。								
<input type="checkbox"/>		<table border="1"> <tr> <td>切替申請書提出日 毎月10日まで</td> <td>開始予定月 翌月以降</td> </tr> <tr> <td>毎月11日以降</td> <td>翌々月以降</td> </tr> <tr> <td>(例) 7月11日～8月10日に提出</td> <td>開始月 ⇒ 9月を記載</td> </tr> <tr> <td>(例) 8月11日～9月10日に提出</td> <td>開始月 ⇒ 「10月」を記載</td> </tr> </table>	切替申請書提出日 毎月10日まで	開始予定月 翌月以降	毎月11日以降	翌々月以降	(例) 7月11日～8月10日に提出	開始月 ⇒ 9月を記載	(例) 8月11日～9月10日に提出	開始月 ⇒ 「10月」を記載
切替申請書提出日 毎月10日まで	開始予定月 翌月以降									
毎月11日以降	翌々月以降									
(例) 7月11日～8月10日に提出	開始月 ⇒ 9月を記載									
(例) 8月11日～9月10日に提出	開始月 ⇒ 「10月」を記載									
		※記入前に、必ず「申請に当たつての注意事項」をご確認ください。 通知書の送付時期(注意事項5)をご確認の上、余裕をもった開始月で 提出してください。								
生年月日	年月日	特別徴収 開始月								
住所										
※注意事項6を参照										
届出理由	□ 本人希望 □ 入社 □ その他()									
給与所得者(納稅義務者)の普通徴収「市民税・県民税・森林環境税 納稅通知書」にあらる通知書番号をご記入ください。										
通知書番号										

申請に当たつての注意事項

- 普通徴収の納期限が過ぎていないものは、特別徴収への切替が可能です。普通徴収の納期限が過ぎたものは、本人が納めるようには、必ずお伝えください。
- 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限の直前に提出されると切り替えることができません。
- 65歳以上の方の公的年金等の難所得に係る税額は切り替えることができません。
- 月割額について、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。なお、事前に電話連絡等での月割額のお知らせはできません。
- 切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。
- 受給者番号は社員番号など従業員を特定するための番号です。特別徴収義務者にて決定してください。
- 特別徴収税額通知書への記載が不要であれば記入は任意ですが、特別徴収税額通知書(納稅義務者用)について電子受取希望の場合、必ずご記入下さい。

※広島市記入欄
宛名番号
切替入力(可・不可) 月以降 月 年

納付(有 (期)・無)
口座(有 (期)・無)
処理不可

〔全納 他社 T 他市 〔宛名無 新年度のみ〕〕

提出先
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局税務部市民税課特別徴収係(本庁舎8階)

特別徴収税額通知受取方法変更申出書

受付印		（所在地 (住所)		〒		—		特別徴収義務者 指定番号									
(宛先) 広島市長 令和 年 月 日提出		特別徴収義務者 給与支払者 名称 (氏名)		—		—		担当者 連絡先 氏名		—		—		—			
		法人番号															

令和 年度 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者用・納税義務者用)の受取方法を次のとおり変更したいので、申し出ます。

eLTAX利用者ID		変更前（旧）		※変更項目のみ記入してください。		変更後（新）		※変更項目のみ記入してください。	
事項 (特別徴収義務者用)	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	
受取方法 (納税義務者用)	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	
通知先e-Mail									

【注意事項】

※アルファベットの大文字のA-I、小文字のa-h、大文字の0-9、小文字のa-h、記号の0-9、セロ、イー、ハイフンなど判別しにくい文字にはフリガナをつけてください。

- 1 給与支払者(特別徴収義務者)が個人の場合は住所及び氏名を、法人の場合は本店の主たる事業所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- 2 年度1回目の決定通知(5月中旬発送予定)の受取方法を変更したい場合は4月10日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 3 各月の変更通知の受取方法を変更したい場合は、各月10日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 4 「電子データ」を選択した場合は、電子署名を付与した特別徴収税額通知データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 5 「書面」を選択した場合、特別徴収税額通知は書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。

問い合わせ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局税務部市民税課(本庁舎8階)
電話 特別徴収係(082)504-2089(直通)

広島市記入欄

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

受付印

指定番号											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(宛先) 広島市長 令和 年 月 日提出	申 (特 別 徴 収 義 務 者 者)	所 在 地 (住所)											
		名 称 (氏名)											
		法 人 番 号											
		担 当 者 名	電 話										

地方税法第321条の5の2及び第328条の5の規定による
特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

承認を受けようとする税額	令和 年 月 以降に徴収する給与・退職手当等に係る特別徴収税額				
最近6か月間における 月別の給与の支払を受ける人の数及び当該給与の金額の明細 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 臨時雇用者がある場合には、区別して該当欄へ記入してください。 </div>	月区分	支給人員・支給額 (臨時雇用者を除く。)		臨時雇用者の支給人員・支給額	
	年 月	人	円	人	円
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
現に、市税の滞納がある場合や、最近著しい納入遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由のときは、その理由	理由				
申請の日以前1年以内に納期特例について承認を取り消されたことの有無 有の場合は、その年月日	有 (年 月 日) • 無				

※広島市記入欄

申請についての注意事項

- この申請書は、地方税法第321条の5の2及び第328条の5に規定する特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けようとする場合に使用します。
- 納期の特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受けている人の数が常時10人未満である場合に限ります。
(注)「常時10人未満」には、市民税・県民税・森林環境税が非課税の人や、広島市外に居住している人も含みます。また、多忙な時期等に臨時に雇い入れた人があるような場合は、その人数を除きます。
- 納期の特例について承認を受けた場合には、毎月徴収した月割額を次のとおり年2回に分けて納入することになります。また、承認を受けた特別徴収義務者については、承認の取消の通知がない限り、その後も引き続いて納期の特例が適用されます。

6月から11月までの徴収分 12月10日までに納入

12月から翌年5月までの徴収分 翌年6月10日までに納入

ただし、申請日の属する月より前の月は、納期の特例の適用対象とはなりません。

(例) 8月4日に申請される場合、特例の適用対象となる月は8月分以降となります。したがって、申請書の「承認を受けようとする税額」欄には8月以降の月を記入してください。8月と記入した場合は次のとおりになります。

6・7月の徴収分 各月の翌月10日までにそれぞれ納入

8月から11月までの徴収分 12月10日までに納入

12月から翌年5月までの徴収分 翌年6月10日までに納入

- この特例の承認を受けた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。

- 現に、市税の滞納がある場合や、最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、承認後において、滞納や、納付・納入の遅延が生じた場合、承認を取り消されることがあります。

- 「申請者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記入してください。なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課(本庁舎8階)

電話 特別徴収係 (082) 504-2089 (直通)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長

様

郵便局長

広島市長

(公印省略)

き
り
と
り

指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当市の市民税（特別徴収税額）取扱店に指定したので通知します。

1 認可又は承認番号 郵一業第149号

2 口座番号 01300-2-960001 番

3 加入者の名称 広島市会計管理者

4 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

特別徴収義務者が市民税・県民税を中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局から納入される場合は、右の指定通知書に利用される店舗名を記入のうえ、最初に納入される際に当該店舗へ提出してください。

① 個人番号及び法人番号の記載について

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」（以下「税額通知書」といいます。）については、e-LTAXにより税額通知書を送付する場合を除き、納税義務者の個人番号及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

このため、書面による税額通知書については、納税義務者の「個人番号」及び特別徴収義務者の「個人番号又は法人番号」の欄は未記載（空白）としています。

② 個人番号の安全管理措置について

e-LTAXにより税額通知書を送付している場合は、納税義務者や特別徴収義務者（個人事業者の方）の個人番号が記載（記録）されています。

このため、当該税額通知書については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が定めるところによる安全管理措置を適切に行っていただく必要があります。

なお、安全管理措置につきましては、国の個人情報保護委員会が具体的な指針（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン）を定めていますので、ご参照ください。

（個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）>マイナンバー>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン）

③ 個人番号の利用目的について

税額通知書がe-LTAXにより送付されている特別徴収義務者は、次の事項に留意して個人番号を適切にお取り扱いください。

(1) 個人情報取扱事業者（特別徴収義務者）は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に定めるところにより、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつ、それを本人に通知又は公表する必要があります。

また、当該特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできません。

(2) 特別徴収義務者において、個人番号の利用目的を、個人番号関係事務（「給与支払報告書作成事務」、「源泉徴収票作成事務」など）の範囲で特定し、本人に通知又は公表している場合は、税額通知書により通知された従業員等の個人番号を、特定した個人番号関係事務の範囲内で利用することができます。

なお、個人番号の利用目的を特定して本人に通知又は公表するに当たり、個人番号の取得経路を「本人から」に限定している場合（例えば、「本人から取得した個人番号は個人番号関係事務（源泉徴収票作成事務等）に利用する」としている場合など）は、別途、『税額通知書から取得した個人番号も個人番号関係事務（源泉徴収票作成事務等）に利用する』ことについて、あらためて本人に通知又は公表する必要があり、その後に、税額通知書により通知された個人番号を当該個人番号関係事務で利用することができます。



eLTAXをご利用ください！

- ◆ 給与支払報告書・給与所得者異動届出書等がインターネットで提出できます
- ◆ 個人住民税・森林環境税(特別徴収分・退職所得分)の納付がインターネットでできます

詳しくは **eLTAX** ホームページへ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



国税庁からの
お知らせ

国税の
ダイレクト
納付

こんな方に
オススメ！

- ◆ e-Taxで申告されている方
- ◆ 源泉所得税の毎月納付など
頻繁に納付手続をされている方

e-Taxによる口座振替が便利です！

詳しくは国税庁のホームページへ

国税庁 ダイレクト納付

検索

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所

税務部市民税課(本庁舎8階)
電話 特別徴収係(082)504-2089(直通)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

登録番号	公文書館
広F4-2025-2	